

DISCLOSURE 2026





佐賀県信用保証協会
会 長 落合 裕二

はじめに

佐賀県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の県内経済は、緩やかな回復基調が続いた一方で、原材料価格や人件費の高騰、人手不足の深刻化、金利の上昇など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にありました。

そうした中、当協会では、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第7次中期事業計画」の2年目として、事業者の多様なニーズに応えるべく、金融機関や関係機関との連携をさらに深め、多角的な支援を展開してまいりました。特に、令和7年度に創設された県制度の「設備投資ネクスト資金」や「人材確保サポート資金」により、生産性向上や人材確保を強力に後押しいたしました。そのほかにも、創業資金や事業承継特別保証の推進、経営者保証を不要とする制度の浸透、さらには経営改善・事業再生支援の強化を図り、地域の活力を支えるための機動的な対応に努めてまいりました。

中東情勢は依然として不透明感の強い状況が続いています。そのため、本年7月に創設された県制度「中東情勢対応緊急対策資金」を活用するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りを迅速かつ柔軟に支援してまいります。

厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者を保証制度により金融面から支援するという信用保証協会の機能を、これまで以上に積極的に果たすことを目指します。

今後とも社会経済情勢の変化を注視しつつ、迅速かつ柔軟に対応し、地域経済の活力ある発展に貢献してまいります。

本誌「DISCLOSURE 2026」は、当協会の業務概要や信用保証の仕組みなどの説明をはじめ、令和7年度の事業活動及び今年度の経営計画などについてご報告するものであり、当協会に対するご理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

Contents

はじめに

基本理念・基本姿勢・行動指針	3
----------------	---

佐賀県信用保証協会の概要

• プロフィール・沿革	3
-------------	---

コンプライアンス

• コンプライアンス態勢	4
• 個人情報保護への取り組み	5

信用保証のしくみ

• 信用保証協会の役割	7
• 信用補完制度（信用保証制度・信用保険制度）について	8
• 信用保証業務の流れ	10

当協会の業務について

• ご利用にあたって（保証をご利用いただける方・保証の内容）	11
• 責任共有制度について	12
• 信用保証料について	13

令和7年度の主な取組み	15
-------------	----

令和8年度経営計画	20
-----------	----

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）	23
------------------------	----

令和7年度事業報告

• 貸借対照表・財産目録（用語解説）	25
• 収支計算書（用語解説）	27
• 基本財産について	29

信用保証の動向

• 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・保証利用企業数（過去5カ年の推移）	31
• 令和7年度業務実績	33

役員構成・組織機構図	39
------------	----

事務所のご案内	40
---------	----



当協会のシンボルマークは、上部の右上に伸びるラインはCredit（信用）の頭文字「C」を、だ円との組み合わせでGuarantee（保証）の「G」を、上下に向き合うラインはSagaの「S」を表すとともに「g」の字もモチーフにデザイン。だ円は企業や経営者を意味し、公共的な信用保証融資による未来への発展や繁栄のバックアップをイメージしています。また「S」を表す結び合うラインは中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」としての公的な保証人という協会の役割もシンボライズしています。

基本理念

私たち佐賀県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして、『信用保証』と『経営支援』を通じて経営の安定と成長を後押しし、地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本姿勢

基本理念を実現するため、当協会の目指すべき姿を簡潔に示しました。

1. 企業・金融機関・各支援機関の期待と信頼に応える。
2. 各企業の実情に応じて、迅速かつ的確な信用保証を提供する。
3. 各企業の経営課題に即して、効果的な経営支援を行う。

行動指針

基本理念・基本姿勢を実現するための具体的な行動指針を示しました。

1. コンプライアンスを徹底し、責任をもって行動する。
2. 相手の気持ちに寄り添って、親切・丁寧な対応を心がける。
3. 時代の変化をとらえ、積極果敢に挑戦する。
4. 自己啓発に努め、視野を広げ、知識・スキルを習得する。
5. 多様性を尊重しつつ、チームワークを大切にする。
6. 経営資源の有効活用により、機動的かつ安定的な組織運営を行う。

プロフィール

(令和8年4月1日現在)

根拠法律	信用保証協会法
設立	昭和29年6月28日
事業開始	昭和29年7月1日
基本財産 (資本金に相当)	132億4,092万円 内訳 基金 43億4,332万円 基金準備金 88億9,761万円
事業所	本所、唐津連絡所
機構	3部7課制
役員	21名(うち常勤理事3名、常勤監事1名)
職員	41名



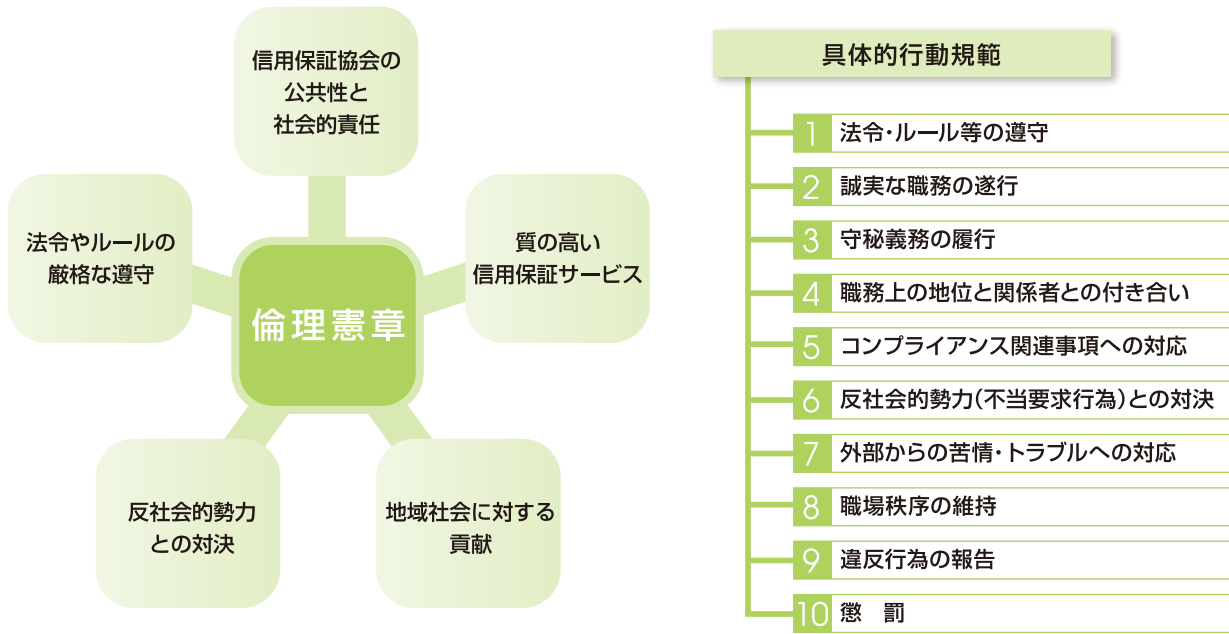
事務所の建物外観

昭和29年 6月28日	佐賀県信用保証協会 設立認可
昭和29年 7月 1日	佐賀県信用保証協会 設立登記
昭和29年 7月 1日	事務所を佐賀市蓮池町74(現柳町2-9)佐賀商工会議所(旧佐賀県労働会館)内に設置し、事業開始
昭和29年11月 1日	佐賀商工会館建設のため佐賀市蓮池町48(現柳町)大間商店内の仮事務所に移転
昭和29年12月13日	佐賀商工会館竣工により、佐賀市松原町73(現松原1-2-35)の同会館2階に移転
昭和31年 4月30日	佐賀市呉服町11(現呉服元町8-1)佐賀銀行旧呉服町支店内に移転
昭和34年 8月 3日	佐賀市松原町73、佐賀商工会館2階に移転
昭和35年 5月18日	唐津市大名小路1-54、唐津商工会議所内に唐津連絡所開設
昭和47年 7月10日	佐賀商工会館2階西側から同2階東側に移転
平成元年 3月 4日	事務所拡張のため同会館2階から4階に移転
平成15年 4月28日	管理部を同会館4階から5階に移転
平成26年 3月24日	佐賀市白山二丁目1-12、佐賀商工ビル2・3階に移転

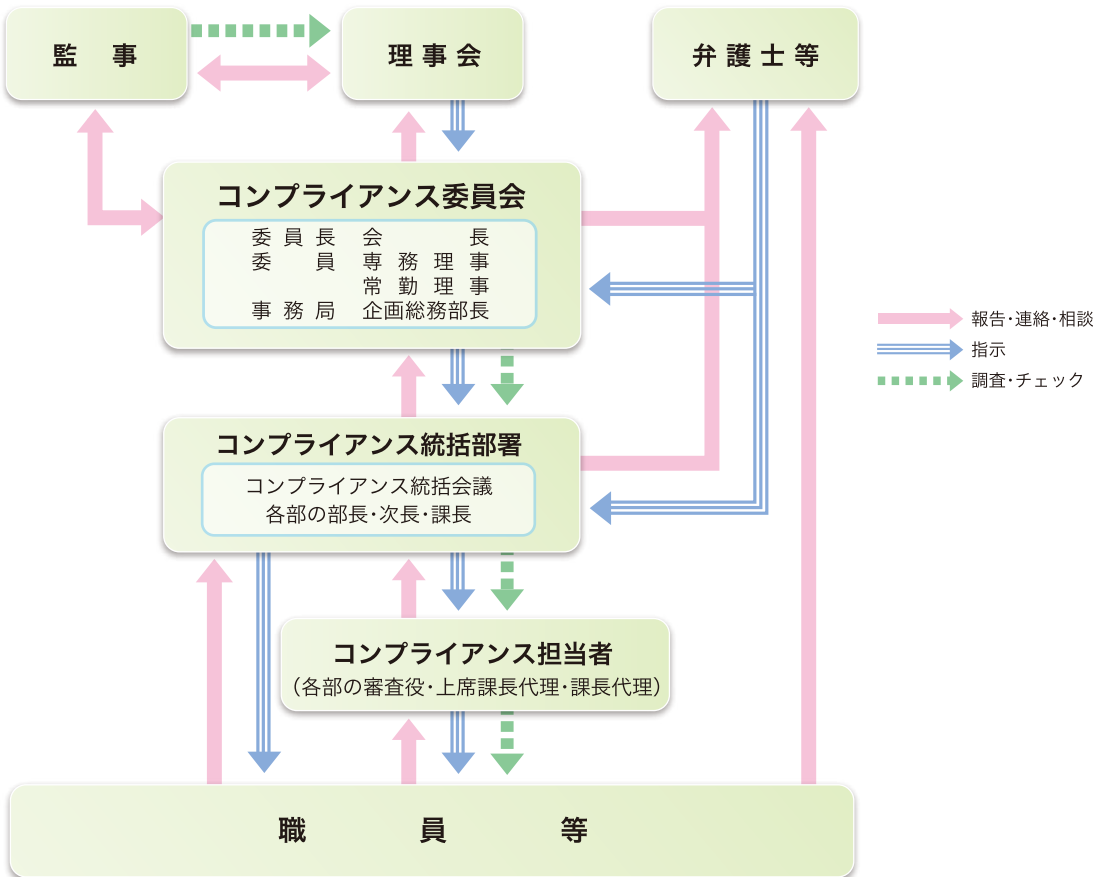
コンプライアンス

当協会は、公共的使命と社会的責任を十分認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでおります。

また、これを実践していくために、『コンプライアンスマニュアル』を策定し、以下のように『信用保証協会倫理憲章』を基本方針として、『具体的行動規範』に基づき、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報の適正な取り扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）に定められている公表事項等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

個人情報保護宣言

佐賀県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

○当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

○お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

○当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送の場合は実費相当額をご負担いただきます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6/7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

○当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

○当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒840-8689
佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル2階
佐賀県信用保証協会 企画総務部企画総務課
0952-24-4340

★かちうみんのネーミング由来

中小企業者の価値（かち）を生み（うみ）出すお手伝いをし
有明・玄海の海（うみ）のように広く佐賀県の発展に貢献する

★かちうみんのプロフィール

身長・体重 …… サッカーボール1個分くらい
好きな食べ物…… おにぎり（佐賀県産の米と海苔なら最高!）
趣味 …… サッカー観戦（サガン鳥栖の大ファン）、
裸足で歩きまわること、大空を飛びまわること
特技 …… 県内事業者の皆さんを支えること



協会マスコットキャラクター
「かちうみん」

信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく認可法人です。

- 根拠法律** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
- 関係法律** 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
- 目的** 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として企業の将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

『信用保証協会事業の基本理念』

業 務

- 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - 中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - 中小企業者の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 - 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - 金融機関と連携して中小企業の経営の改善発達を図るため、金融機関における、個々の中小企業者に対する
ア)既往の信用保証の付かない融資(以下「プロパー融資」という。)等の与信取引の状況やその推移
イ)業況や事業性の把握状況
ウ)今後のプロパー融資の実施方針を含めた支援の方向性に着眼して柔軟に保証付き融資とプロパー融資のリスク分担を行う。
 - 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第1項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援に関する事項で金融機関による支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、協会が必要に応じて期中管理及び専門家の紹介・派遣や助言等を含めた経営支援に努める。
 - 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

- 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月12日から次の業務を行っています。

■ 新株予約権引受業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。

■ 債権譲受業務

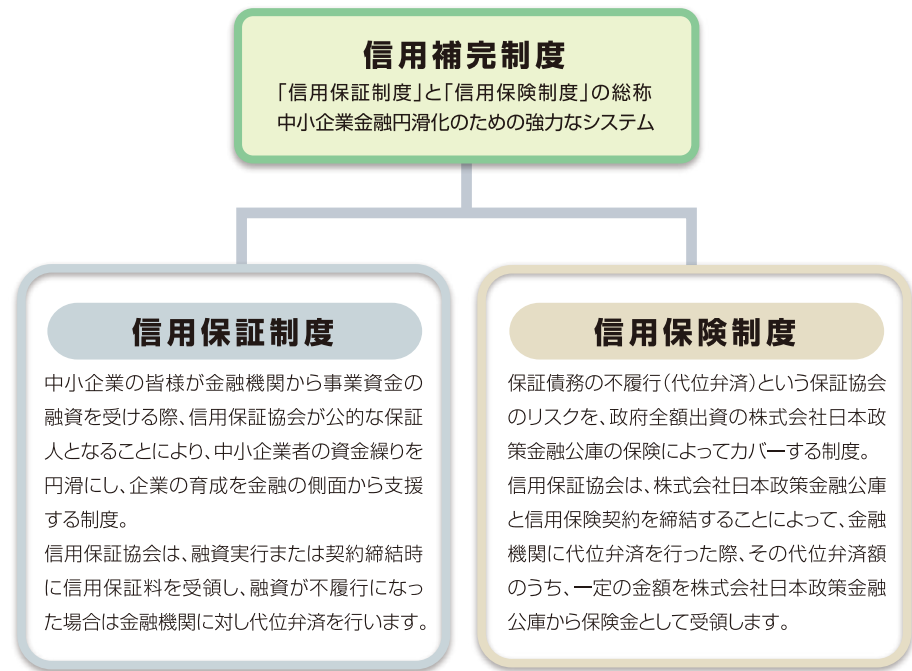
信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消 極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に関する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。

■ ファンド出資業務

各地域に根ざし公的性質を有する信用保証協会の取組として、地域ファンドへの出資を通じて中小企業者を支援することで、地方創生に貢献することを目的とする。

信用補完制度について

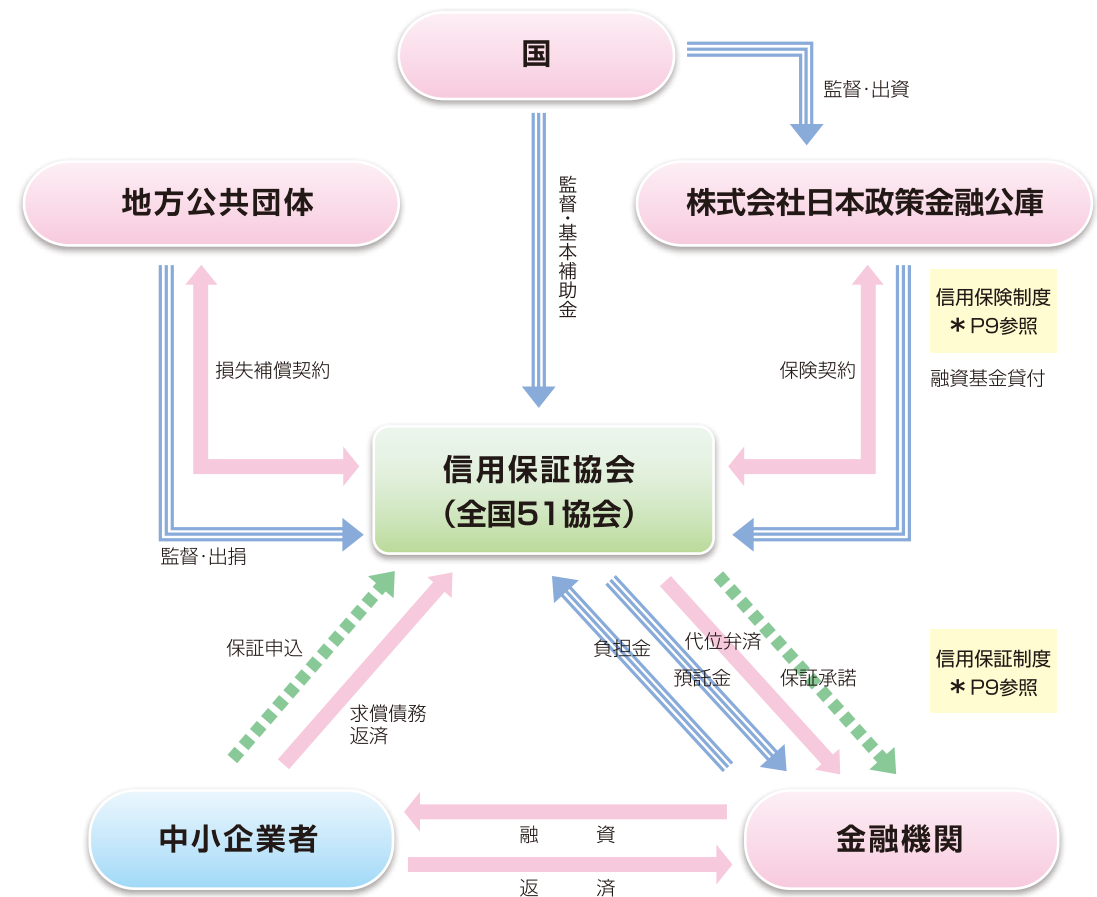
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



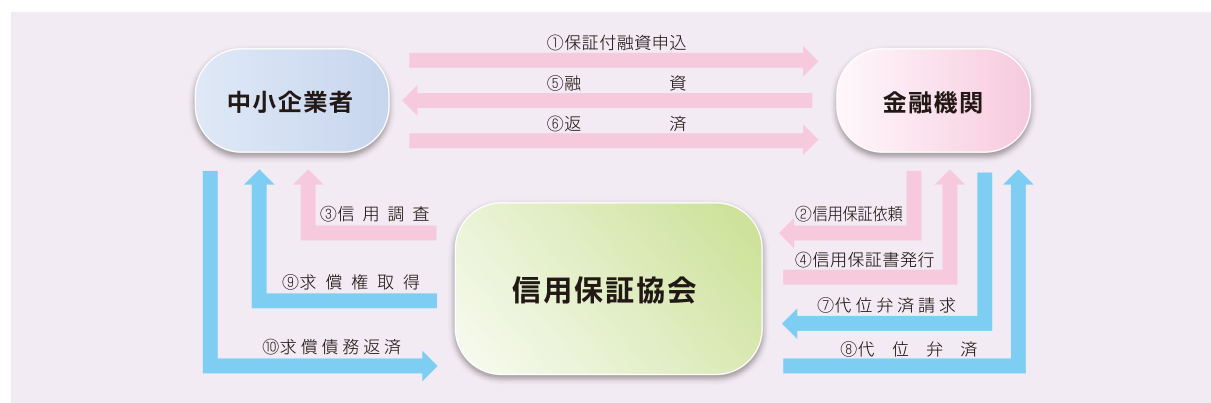
信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業の方の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用補完制度の概略図



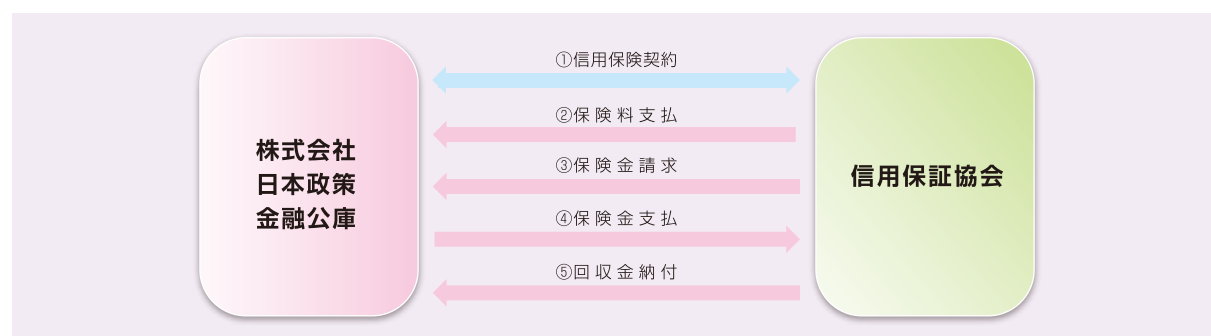
信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の三者です。

- ①中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込み（②）をします。
（県・市町制度資金の一部は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。）
- ③保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査をします。
- ④保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ⑥中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨代位弁済により協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑩中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。
（P10「信用保証業務の流れ」も参照下さい。）

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）と信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証業務の流れ



ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

1 企業規模

中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象で、個人の場合は従業員数が、会社の場合は資本金または常時使用する従業員のいずれかが該当していることが必要です。

また、特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は常時使用する従業員の数が下記に該当すれば規模要件を満たすことになります。特定事業を行うNPO法人は原則として対象となりますが、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は一部の保証制度のみ対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等（運輸業、建設業を含む）	3 億 円 以 下	300人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ） 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億 円 以 下	900人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3 億 円 以 下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

2 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

3 所在地・業歴

営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの
（住居とは、現に居住していることが必要となります。）

②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの
（法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。）

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

保証の内容

1 保証限度額

個 人 ・ 会 社 医 療 法 人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額2,000万円含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、居住要件、納税要件等）

2 保証期間

一 般 保 証	運転資金10年以内、設備資金15年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金使途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資 等	それぞれの制度の定めによります。

3 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

4 連帯保証人

①個人……原則として不要です。
②法人……必要となる場合があります。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

5 担 保

必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

■ 責任共有制度の概要

責任共有制度とは、従来、原則100%保証（全額保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

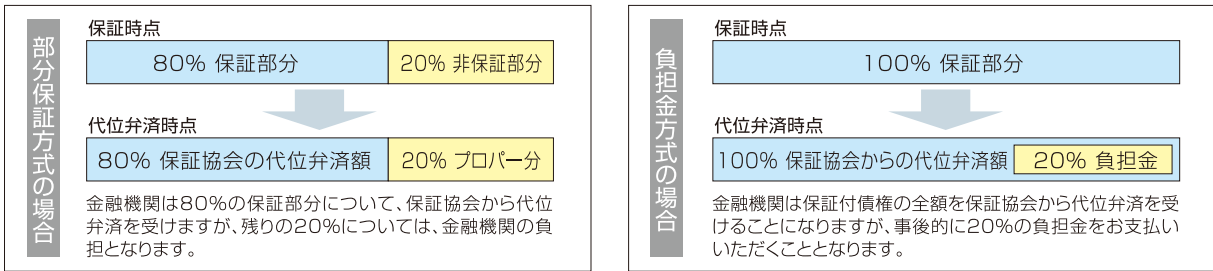
①部分保証方式……融資金額の80%を保証協会が保証する方式

②負 担 金 方 式……融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績＜代位弁済等実績率＞に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度（流動資産担保融資保証、特定社債保証等）は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

【責任共有制度のイメージ図】



■ 責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となりますが、以下に掲げる保証制度については、責任共有対象外制度として100%保証を継続します。

対象外の 保証制度	①経営安定関連（セーフティネット）1～4号、6号 ②危機関連保証 ③創業関連保証（再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証を含む） ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証（※詳細は下記を参照ください。） ⑦求償権消滅保証 ⑧事業再生計画実施関連保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合） ⑨事業再生計画実施関連保証【経営改善・再生支援強化型】（責任共有対象外保証又は危機指定期間に申込受付かつ融資実行された経営安定関連保証5号を残高と同額で借換する場合）ほか
--------------	--

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も小額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご 利 用 い た だ け る 方	常時使用する従業員数が20人以下 （卸・小売・サービス業は5名以下） の法人・個人事業主の方
融 資 限 度 額	2,000万円（既保証残高を含む）
保 証 期 間	10年以内（据置1年以内）

信用保証料について

協会保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、協会保証をご利用いただいた対価として信用保証料をお支払いいただきます。この信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1 責任共有制度導入後の信用保証料率

平成19年10月の責任共有制度の導入に伴い、対象となる保証制度の保証料率も引き下げられました。
また、従来の「保証金額に対する率」から「貸付金額に対する率」へ変更しました。これにより、利用する金融機関が「部分保証方式」「負担金方式」のいずれの場合でも、同じ保証料率が適用されることになります。

●責任共有対象の 制度の場合	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	導 入 前	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	導 入 後	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

2 保証料率の弾力化

従来原則一律であった保証料率が、平成18年4月から中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料体系となりました。これを保証料の弾力化といいます。

利用する保証制度や金額によって適用される保証区分が、お客様の財務内容(直近2期分の決算報告書・確定申告書)により料率区分が決定します。

3 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客様の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」と言います)により評価しています。

CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

4 割引制度(定性評価)

保証料率の割引制度として、「会計参与設置会社に対する割引」と「有担保割引」があります。
○会計参与を設置している旨の登記を行った事項を確認できる会社について、0.1%の割引を行います。
○物的担保の提供をいただいた場合には、0.1%の割引が適用される保証もあります。

5 料率が一律の保証制度

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

※セーフティネット保証等は、政策的に配慮された一律の保証料率で、料率も低く設定されていますが、経営状態が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択いただけます。個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6 信用保証料の支払い等

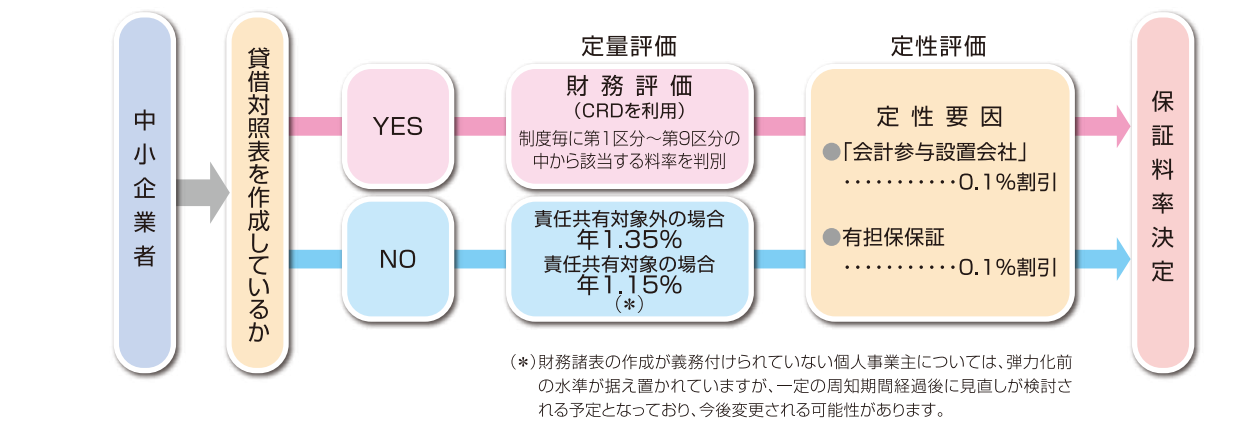
信用保証料は、融資実行と同時に(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

○分割納入について
保証料は原則として一括払いですが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

7 信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲で(計算額が1,000円を超えるもの)返戻しています。

信用保証料率決定のプロセス



■主な信用保証料率

	制 度 名	料 率 区 分 (注1)、(注3)									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
協	普 通 保 証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	根 保 証 (手 形 割 引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	当 座 貸 越 根 保 証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	カ ー ド ロ ー ン 根 保 証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
会	特 別 小 口 保 証	0.95									
	流動資産担保融資(ABL)保証	0.68									
制	中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	借換保証(注2)	一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		経営安定関連対応	0.95								
	小口零細企業保証	一般保証対応	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
		経営安定関連対応	0.95								
	度	がんばる企業支援資金5000	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
経営安定関連保証		1～4号、6号	0.95								
		5号、7号、8号	0.80								
県制度	県 制 度 全 般	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
市 町 制 度		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。
なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。
①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

(注2) 借換保証は、利用する各制度に定める料率によります。

(注3) 法人が「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、所定の信用保証料率に0.25%または0.45%上乗せとなります。

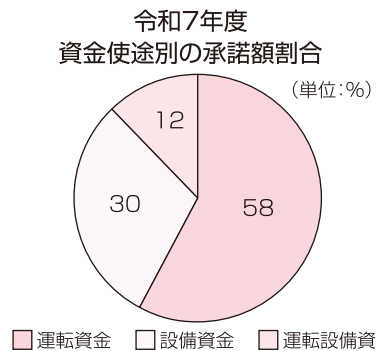
令和7年度の主な取組み

経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援

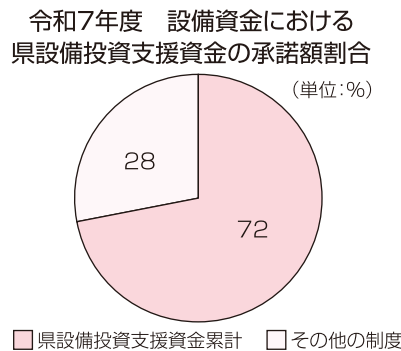
県設備投資支援資金(設備投資ネクスト資金)等を積極的に活用し、中小企業の成長・発展を後押ししました。

資金使途別の保証状況

保証状況 (3月末)	保証承諾	
	令和7年度	
	件数	金 額
運 転 資 金	1,954	187億4,962万円
設 備 資 金	857	95億5,100万円
運 転 設 備 資 金	459	39億1,612万円



保証状況 (3月末)	保証承諾	
	令和7年度	
	件数	金 額
県設備投資支援資金計	392	68億6,494万円
そ の 他 設 備 資 金	465	26億8,606万円
設 備 資 金 計	857	95億5,100万円



高付加価値を生み出すチャレンジ支援支援

経営者保証を不要とする保証については、金融機関向けハンドブックを作成し、普及・周知に努めました。

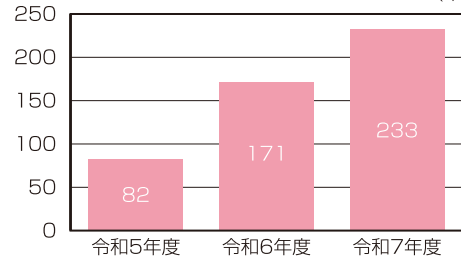
経営者保証を不要とする保証(法人のみ)の利用状況

利用状況	保証承諾 (単位:件、%)					
	令和5年度件数		令和6年度件数		令和7年度件数	
	85	前年同比 354.2%	174	前年同比 204.7%	233	前年同比 133.9%
経営者保証を不要とする保証						

金融機関向けハンドブックの作成



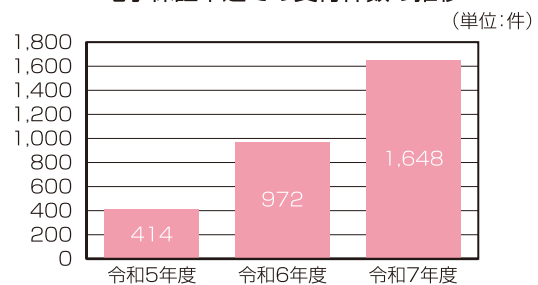
経営者保証を不要とする保証(法人のみ)の推移
(単位:件)



電子保証申込の利用状況

保証業務の利便性向上を図るべく、金融機関に電子保証申込を推進しております。

電子保証申込での受付件数の推移
(単位:件)



期中支援(経営改善支援)、再生支援の取組み

期中支援(経営改善支援)及び再生支援の強化

当協会において経営改善支援が必要と判断した中小企業(経営改善支援候補先企業)に対して、「専門家派遣事業」を紹介し、経営改善計画の策定支援等に取り組みました。

●専門家派遣事業

経営改善候補先企業	経営改善計画策定支援先
65社	20社

●経営支援サポーター事業

経営改善計画策定支援に至らなかった「経営改善支援候補先企業」に訪問し、伴走支援を行うことを目的とする経営支援サポーター事業について、令和7年度も引き続きサポーター2名体制で取り組みました。

経営支援サポーター対象企業 87社	うち、経営改善計画策定事業申込み	8社
	うち、その他伴走支援継続中	56社

支援内容	支援対象企業数
事業再生計画(抜本的再生支援)	0社 (うち債権カットを伴う再生支援0件)

支援内容	支援対象企業数
プレ再生支援	11社

支援内容	支援対象企業数
収益力改善支援	7社

支援内容	支援対象企業数
405事業に対する補助事業支援	31社

事業承継支援の強化

●事業承継・引継ぎ支援センターとの連携した取り組み

取組内容	取組実績
事業承継支援(専門家派遣事業利用先)	令和7年度は定例会議を12回開催し、事業承継特別保証制度の利用見込み先や今後の取り組み方針等の情報共有を行いました。

●事業承継保証の保証状況

利用状況	保証承諾	
	件数	金額
事業承継特別保証制度	8社	3億6,000万円
その他、事業承継(M&Aなど)にかかる資金	2社	1,900万円

事業承継にかかる取り組み

「事業承継特別保証制度」、「事業承継資金」の推進

事業承継の準備をしている中小企業に対して円滑な事業承継を後押しすることを目的とした「事業承継特別保証制度」及び、第三者承継先(M&A)に対する「事業承継資金」を推進するため、次のことに取り組みました。

- ・事業承継・引継ぎ支援センターと取組方針を共有
- ・金融機関と事業承継の取組状況などの情報交換
- ・M&Aを予定している買手側企業に対し、引継ぎ後の相乗効果を含む事業計画の策定支援 など

佐賀県事業承継・引継ぎ支援ネットワーク

親族内承継、社員承継及び第三者承継(M&A)まで、あらゆる事業承継の相談や金融支援に対応するため佐賀県事業承継・引継ぎ支援ネットワークに参加し、ネットワーク会員と連携しながら取り組んでいます。



中小企業支援ネットワーク

さがん中小企業支援ネットワーク会議

中小企業・小規模事業者の経営支援や再生支援に関して、関係機関の目線の統一化を図るために、最新の経営支援施策などを共有しています。県内に本店を置く金融機関や政府系金融機関、商工団体、専門家(各種士業団体)で構成され、当協会が事務局を務めています。

令和7年度の会議では、中小企業庁事業環境部金融課様より「中小企業の経営力強化に向けたデータ連携・モニタリングの高度化の方向性」をテーマに講演をいただき、大変有意義なものとなりました。



経営サポート会議

専門家派遣事業などによって経営改善計画の策定支援を受けた先から、計画内容の説明を受ける他に、計画に対する事業実績の報告及び取引金融機関のフォローアップなど個別企業の支援に活用しました。



経営支援にかかる取り組み

中小企業活性化全国本部から感謝状をいただきました

当協会では、佐賀県中小企業活性化協議会(以下「活性化協議会」という)と連携した事業者支援に積極的に取り組んでおり、令和7年度に中小企業活性化全国本部から感謝状をいただきました。

本取り組みでは、経営に支障が生じ、またはその恐れがある中小企業に対し、活性化協議会と事前に協議のうえ、経営改善に向けた提案をしています。これらの取り組みが評価されました。



<保証利用の維持・拡大への取り組みの強化>

■ 商工団体との金融懇談会

下記12団体の金融懇談会に出席し、各地区の現況把握に努め金融機関および商工団体との連携を強化しました。

- ・商工団体(12団体)・・・唐津上場商工会、みやき町商工会、上峰町商工会、有田商工会議所、吉野ヶ里町商工会、武雄市商工会、神崎市商工会、鹿島商工会議所、多久市商工会、唐津東商工会、小城市商工会、白石町商工会

■ 金融機関との勉強会やセミナー講師として登壇

- ・金融機関との勉強会・・・13回
- ・セミナー講師として登壇・・・5回

<金融機関優良店舗表彰>

保証協会主催による金融懇談会を開催し、その中で中小企業支援にかかる金融機関表彰の感謝状贈呈を行いました。県内に店舗を置く金融機関のみならずにも出席していただきました。金融機関の皆様からは、他金融機関との交流ができて良かったとの好評を得ました。

広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に『信用保証』についてより一層理解を深めていただくよう、様々な広報活動をおこなっています。

■ ホームページによる情報発信

当協会の概要や保証制度の紹介、お知らせを随時掲載しています。なお、より多くの方々にご覧いただけるように、佐賀電子書籍ポータルサイト「saga ebooks」へ、Monthly Report(保証月報)、各種制度のパンフレット等も掲載いたしております。

ホームページアドレス

<https://www.saga-cgc.or.jp>

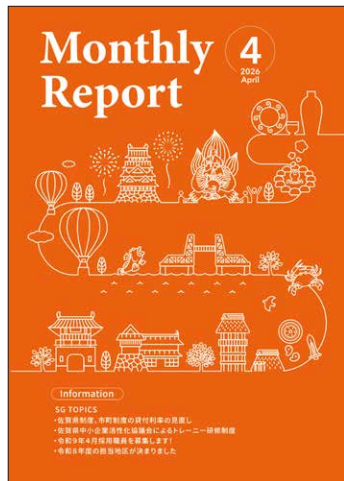
サガイーブックス

<https://www.saga-ebooks.jp>



■ Monthly Reportの発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を作成しています。2024年度から、ペーパーレス化に取り組むことで、デジタルでの発行にしました。引き続きホームページ、saga ebooks(佐賀電子書籍ポータルサイト)へ掲載していきます。また、LINEでの配信もご覧ください。



リーフレットの作成



昨年に引き続き、県内に本店を有する金融機関のご協力により、営業店の窓口に設置されているデジタルサイネージに保証制度の案内を掲載しております。

今後も中小企業者にメリットのある保証制度を掲載していきます。



＜表＞



＜裏＞

LINE配信

当協会ではLINE公式アカウントを開設し、中小企業者、金融機関・商工団体の皆さまに、保証制度や経営支援に関することなど、役立つ情報を配信しています。是非、下記登録方法からご登録ください。

【友だち登録方法】

1. LINEの友だち追加から ID検索 して登録
ID: @saga-cgc

2. LINEの友だち追加から
二次元コード(QRコード)を
読み取って登録



経営の透明性向上に向けた取り組みとして「年度経営計画」を策定しましたので、公表いたします。

令和8年度経営計画

1.業務環境

1 佐賀県の景気動向

個人消費が緩やかに回復しつつあり、生産活動も緩やかに持ち直しつつあるなど、県内の景気は緩やかに回復しつつあります。先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されますが、物価上昇の継続、金融市場の変動、国際情勢等の影響に注意する必要があります。

2 中小企業を取り巻く環境

県内中小企業の景況感は回復傾向にあるものの、物価高の継続、人手不足や人件費、金利の上昇が顕著となり中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しいです。また、県内の倒産状況については、小規模事業者を中心に増加傾向であり、今後も業績回復の遅れや人手不足などで倒産の増加が見込まれます。

2.業務運営方針

1 保証部門

- ① 厳しい経営環境にある中小企業を保証制度により金融面から支援するという信用保証協会（以下「協会」という。）の機能を、これまで以上に積極的に果たすことを目指します。
- ② 環境の変化を踏まえた資金繰り支援として、各種保証制度の提案を行うとともに、返済緩和の条件変更にも柔軟に対応していきます。また、金融機関、商工団体等と情報共有を図り、連携を強化していきます。
- ③ デジタル技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、商品アサービスの高付加価値化、スタートアップの育成など、中小企業の新たなチャレンジについても積極的に対応していきます。

2 経営支援部門

- ① 経営支援サポーターによる企業訪問などの伴走支援や専門家派遣事業、405事業による経営改善計画の策定支援を推進していきます。
- ② 経営改善計画策定完了先に対し、佐賀県よろず支援拠点や佐賀県産業イノベーションセンターなどと連携しながら計画達成に向けた支援を強化します。
- ③ 延滞先に対して経営改善の提案を強化するとともに、長期返済緩和先などに対しては金融機関や中小企業活性化協議会と連携した事業再生支援や再チャレンジ支援を推進していきます。
- ④ 後継者などの情報を把握したうえで、事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関と連携して事業承継の後押しとなる保証制度の推進を行っていきます。
- ⑤ 当協会が取り組む経営支援の効果を測定し、かつ検証しながら経営支援の質の向上に努めていきます。

3 回収部門

- ① 代位弁済時の初動の徹底により、回収方針を早期に策定します。
- ② 顧客の実態把握による回収の可能性を見極め、回収の最大化を図るとともに、管理事務停止や求償権整理の推進に努め事務の効率化を図ります。
- ③ 事業継続先には、中小企業活性化協議会などの協力を得て再生支援の目線に対応します。
- ④ 債務整理申立先には、再チャレンジ支援として経営者保証ガイドラインによる経営者保証解除に柔軟に対応します。

4 その他間接部門

- ① 公共性と社会的責任の重みを常に認識し、引き続き内部管理体制の強化に取り組みます。
- ② 多様化・複雑化する課題に的確に対処できるよう、人材の確保・育成及び組織構築に取り組みます。
- ③ 保証業務の電子化を引き続き促進しつつ、デジタル技術の活用による業務の高度化・効率化に取り組みます。
- ④ タイムリーな広報の提供、パブリシティの強化をはじめ、広く興味を持ってもらえるような広報活動に取り組みます。

3.主な重点課題

1 金融機関や関係機関との連携強化による保証制度の利用促進

金融機関、商工団体や県などの関係機関と緊密に連携して地域経済や産業の動向を把握するとともに、中小企業の経営課題に対応するため、保証制度の周知・利用促進、制度の見直しや新たな制度の創設に取り組みます。

2 資金繰り安定のための支援

中小企業の資金繰りを支援するため、各種保証制度の提案を行うとともに、返済緩和の条件変更にも柔軟に対応します。中小企業の実情に応じた事業の継続と成長を支援します。

3 高付加価値を生み出すチャレンジの支援

- ① 生産性向上等に繋がる資金として、金融機関との提携保証や佐賀県の設備投資支援資金、人材確保応援資金を積極的に推進し、中小企業の成長・発展を後押しします。
- ② 佐賀県よろず支援拠点などと密接に連携し、保証制度の周知を行い、スタートアップ創出や企業の新事業展開等の促進を図ります。
- ③ 金融機関と連携し、経営者保証を不要とする取扱いの浸透を継続します。

4 経営改善、事業再生及び再チャレンジの支援

- ① 経営課題を抱える先や経営状況に悪化の兆しが窺える先に対し、金融機関や支援機関と連携して予兆管理に取り組むとともに、経営改善計画の策定を働きかけます。
- ② 経営支援サポーターによる伴走支援及び専門家派遣事業、405事業による経営改善計画策定支援を推進するとともに経営支援サポーターを増員して中小企業活性化協議会への相談・申込を促進します。
- ③ プッシュ型支援として経営改善計画策定支援が完了後も、経営改善に苦戦している先には、佐賀県よろず支援拠点や佐賀県産業イノベーションセンターなどと連携しながら計画達成に向けた支援を強化します。
- ④ 延滞先に対する経営改善や長期返済緩和先には、M&A等による事業再生支援や再チャレンジ支援に金融機関や中小企業活性化協議会と連携しながら取り組みます。

5 事業承継の支援

- ① 事業承継・引継ぎ支援センターとの定例会議及び金融機関への保証制度の推進など、情報の共有を図ります。
- ② 事業承継を準備している先に対し、一定の要件の下で経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度などの利用を促進することで事業承継の後押しを行います。
- ③ 経営者年齢が高齢の先には、後継者の存在や事業承継の取組状況などを金融機関と連携しながら確認していきます。

6 経営支援の効果検証

経営支援効果測定のため以下の項目を指標とし、実施結果の検証を行い、経営支援の質の向上に継続的に努めます。

- ① 定量的な効果測定指標…ローカルベンチマークの指標及びCRDの財務点数の活用など
 - ア 効果測定指標(5項目)
 - ・ 売上高増加率
 - ・ 営業利益率
 - ・ EBITDA有利子負債倍率
 - ・ CRD財務点数
 - ・ 経営改善計画の達成状況
 - イ 目標値
 - ・ 比較する決算期は計画策定完了時における直近決算と計画策定完了後3期目決算
 - ・ 指標5項目のうち、3項目以上改善している先が支援先全体企業数の過半数に達することを目指す。
- ② 定性的な効果測定指標…専門家派遣事業利用先へのアンケートの実施
経営改善支援先を対象に、経営支援に対する満足度及び保証協会に対するニーズを調査することにより、PDCAサイクルを回しながら事業者の課題に応じた効果的な経営支援を行います。

7 代位弁済後の初動の徹底

- ① 新規求償権は、期中管理段階からの調査、金融機関の管理情報を活用して回収方針を決定し、代位弁済後の早期回収に努めます。
- ② 返済交渉など求償権先と接する機会の増加に努めます。

8 回収可能性の早期見極め

- ① 顧客の実態把握に努めたうえで、回収の可能性の見極めを行い、早期解決に繋がめます。
- ② 処分が長期化している担保物件について、換価性を十分に検討したうえで早期に処分手続きを検討します。
- ③ 回収見込みがない先は速やかに管理事務停止及び求償権整理まで行い、回収可能性がある先に注力します。

9 事業再生支援や再チャレンジ支援の目線を取り入れた対応

- ① 中小企業活性化協議会と連携しながら、事業継続先の経営改善支援や事業再生支援に向けた支援に取り組みます
- ② 「経営者保証ガイドライン」に基づく再チャレンジ支援の要請に対応するとともに、債務整理を受任した弁護士へ再チャレンジ支援の検討を提案していきます。

10 コンプライアンス態勢の充実

風通しの良い組織風土の醸成、ハラスメントの防止及び相談対応・調査等の体制整備、反社会的勢力等の排除・不正利用の防止などによりコンプライアンスを徹底します。

11 人材の確保・育成、魅力ある職場づくり

- ① 丁寧な情報発信やタイムリーな採用活動などにより新卒採用及びキャリア採用を行います。
- ② 各職員のキャリアステージやスキルレベルに応じた研修や自己啓発支援の充実、「働きがい」と「働きやすさ」を実感できる職場づくりに取り組みます。

12 デジタル化の推進

信用保証業務の電子化の導入に引き続き取り組むとともに、BIツール、RPAツール、生成AIなどのデジタルツールの活用により業務の高度化・効率化を図ります。

13 広報活動の充実

ホームページやLINEのコンテンツのタイムリーな更新、パブリシティの強化、各種会合でのPR活動、イメージキャラクターの積極的活用などを行い、協会のプレゼンス向上を図ります。

4.保証承諾等の見通し

令和8年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	310億円	103.3%
保証債務残高	1,300億円	103.9%
代 位 弁 済	20億円	111.1%
回 収	4億円	100.0%

経営の透明性向上に向けた取組みとして「第7次中期事業計画」を策定しましたので、公表いたします。

第7次中期事業計画（令和6年度～8年度）

佐賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の育成と地域経済の発展に貢献します。

令和6年度から8年度までの3か年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援及び金融機関、商工団体等との連携による保証利用促進
＜主な取組＞ (1) 資金繰り安定のための支援 ・ 借換え保証の提案、柔軟な条件変更対応 など (2) 金融機関、商工団体等との連携による保証利用促進 ・ 提携保証の推進、定例相談会、情報収集、提供による連携強化 など
2 企業の実情に応じた事業承継の支援
＜主な取組＞ (1) 事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関との連携 ・ 事業承継・引継ぎ支援センターとの定例会議による情報交換 ・ 金融機関への保証制度の推進や候補先企業の案内 (2) 事業承継にかかる保証制度の利用促進 ・ 親族内や従業員承継予定先には事業承継特別保証制度 ・ 第三者承継（M&A）予定先には県制度金融の事業承継資金 など
3 高付加価値を生み出すチャレンジの支援
＜主な取組＞ (1) スタートアップ育成支援 ・ 産業イノベーションセンターなどの関係機関との連携、保証制度PR など (2) 生産性向上の支援 ・ 設備投資資金の推進、新事業展開等の支援 など (3) 経営者保証を不要とする保証の推進 ・ 事業者が経営者保証非提供を選択できる全国統一制度やプロパー融資借換制度の浸透 など (4) 再チャレンジ支援 ・ 経営者保証ガイドラインを踏まえた中小企業活性化協議会や弁護士会との連携

4 効果的な経営改善・事業再生の支援
＜主な取組＞ (1) 経営改善の必要性に対する認識の促進 ・ 経営支援サポーター派遣制度による伴走支援 (2) 経営改善計画策定支援の促進 ・ 専門家派遣事業の実施、経営改善計画策定支援事業（405事業）の活用 ・ 経営改善サポート会議の活用による経営改善計画に対する目線合わせ

- (3) 抜本的支援による事業再生支援の強化
- ・ 再生支援候補先や求償権消滅保証候補先への金融機関と協働したアプローチ

・ 中小企業活性化協議会等専門機関との連携
- (4) 経営支援の効果検証
- ・ 指標、目標値と取組実績の比較検証に基づくPDCAサイクルの取組み

5 効率的な求償権管理・回収
＜主な取組＞ (1) 代位弁済後の初動の徹底 ・ 期中段階の調査、金融機関報告内容をもとにした回収方針の早期策定 (2) 回収可能性の早期見極め ・ 顧客の現況確認、実態把握の実施、早期解決の交渉、管理事務停止、求償権整理 など (3) 再生支援目線を取り入れた対応 ・ 求償権消滅保証、経営者保証ガイドライン活用、保証債務免除 など
6 機動的かつ安定的な組織運営
＜主な取組＞ (1) コンプライアンス・ガバナンスの徹底 ・ コンプラアンス・プログラムの実践、反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止 など (2) 人材の確保・育成、魅力ある職場づくり ・ 新卒採用の強化、キャリア採用、資格取得奨励による自己啓発の促進、働きがいのある職場環境づくり など (3) デジタル化 ・ 保証業務の電子化推進、デジタル技術の活用による業務の効率化 など (4) 広報の充実 ・ パブリシティの強化、ホームページやLINE など内容の充実、イメージキャラクターの活用、動画配信の検討 など

【保証承諾等の見通し】

令和6年度から8年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

	6年度			7年度		8年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保 証 承 諾	340	200.0%	117.2%	300	88.2%	300	100.0%
保証債務残高	1,339	85.0%	93.5%	1,251	93.4%	1,183	94.6%
代 位 弁 済	18	100.0%	118.9%	18	100.0%	18	100.0%
実 際 回 収	4.2	73.7%	94.8%	4.0	95.2%	4.0	100.0%

令和7年度事業報告

貸借対照表

借方		
科 目	金 額	
現金	227,600	
現金	227,600	
小 切 手	0	
預 け 金	4,404,817,026	
当 座 預 金	0	
普 通 預 金	686,619,114	
通 知 預 金	0	
定 期 預 金	3,715,000,000	
郵 便 貯 金	3,197,912	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	14,101,943,840	
国 債	0	
地 方 債	1,100,000,000	
社 債	12,999,943,840	
株 式	2,000,000	
受 益 証 券	0	
そ の 他 有 価 証 券	0	
新 株 予 約 権	0	
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	
動 産 ・ 不 動 産	513,838,461	
事 業 用 不 動 産	468,709,997	
事 業 用 動 産	45,128,464	
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	
損 失 補 償 金 見 返	16,445,303,770	
保 証 債 務 見 返	133,360,359,225	
求 償 債 権	753,009,671	
譲 受 債 権	0	
雑 勘 定	389,900,840	
仮 払 金	2,883,311	
保 証 金	0	
厚 生 基 金	78,595,200	
連 合 会 勘 定	241,753	
未 収 利 息	53,870,643	
未 経 過 保 険 料	254,309,933	
合 計	169,969,400,433	

財産目録

資 産		
科 目	金 額	
現金	227,600	
預 け 金	4,404,817,026	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	14,101,943,840	
そ の 他 有 価 証 券	0	
動 産 ・ 不 動 産	513,838,461	
損 失 補 償 金 見 返	16,445,303,770	
保 証 債 務 見 返	133,360,359,225	
求 償 債 権	753,009,671	
譲 受 債 権	0	
雑 勘 定	389,900,840	
合 計	169,969,400,433	

(令和8年3月31日現在 単位:円)

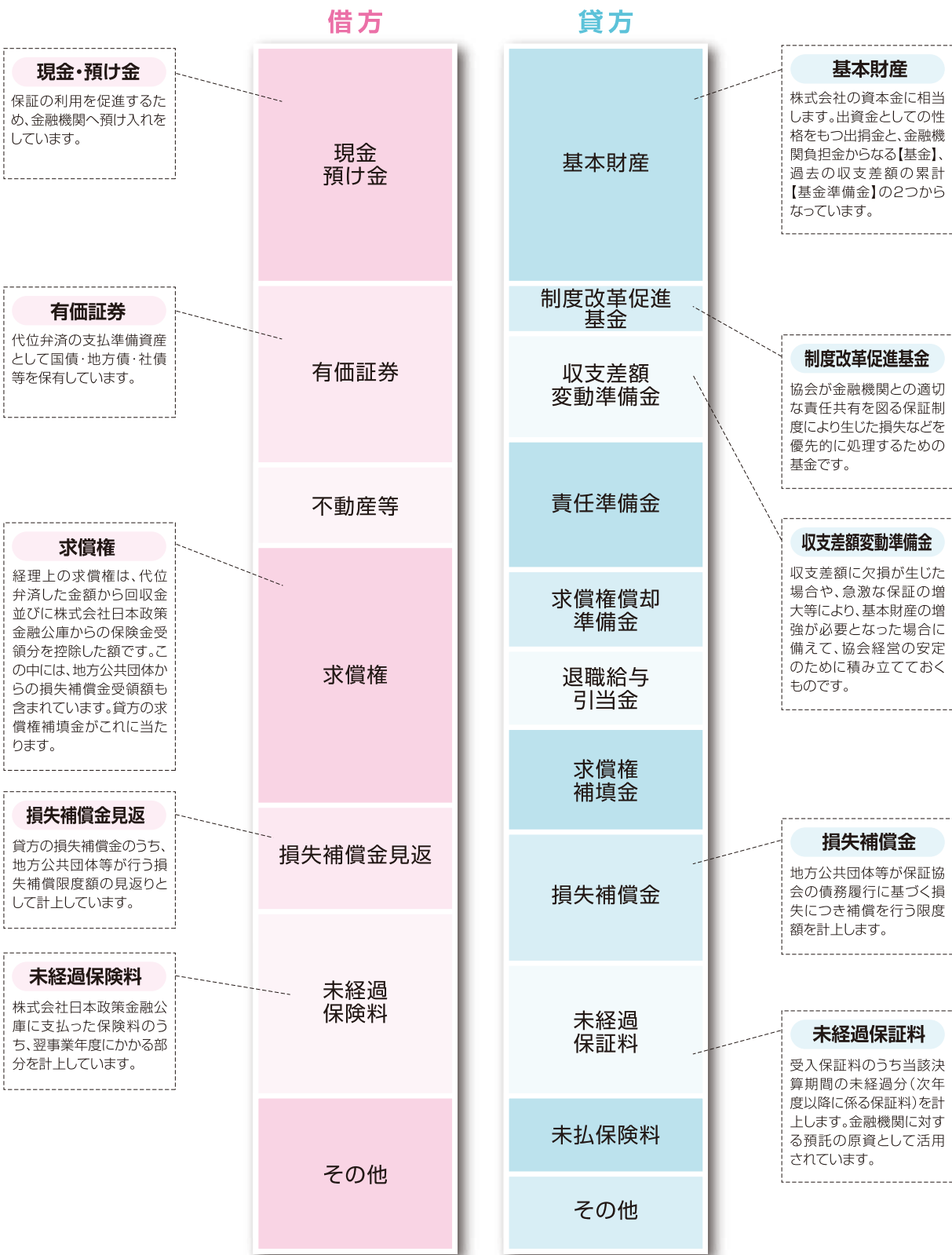
貸 方		
科 目	金 額	
基 本 財 産	13,240,924,288	
基 金	4,343,315,100	
基 金 準 備 金	8,897,609,188	
制 度 改 革 促 進 基 金	0	
収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,035,445,503	
責 任 準 備 金	948,379,104	
求 償 権 償 却 準 備 金	219,357,271	
退 職 給 与 引 当 金	506,439,420	
損 失 補 償 金	16,445,303,770	
保 証 債 務	133,360,359,225	
求 償 権 補 填 金	0	
保 険	0	
損 失 補 償 補 填 金	0	
借 入 金	0	
長 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
短 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
収支差額変動準備金造成資金	0	
雑 勘 定	2,213,191,852	
仮 受 金	1,285,410	
保 険 納 付 金	30,063,506	
損 失 補 償 納 付 金	13,512,016	
未 経 過 保 証 料	2,167,884,285	
未 払 保 険 料	446,635	
未 払 費 用	0	
合 計	169,969,400,433	

(令和8年3月31日現在 単位:円)

負 債		
科 目	金 額	
責 任 準 備 金	948,379,104	
求 償 権 償 却 準 備 金	219,357,271	
退 職 給 与 引 当 金	506,439,420	
損 失 補 償 金	16,445,303,770	
保 証 債 務	133,360,359,225	
求 償 権 補 填 金	0	
借 入 金	0	
雑 勘 定	2,213,191,852	
合 計	153,693,030,642	
正 味 財 産	16,276,369,791	

用語解説

【貸借対照表】

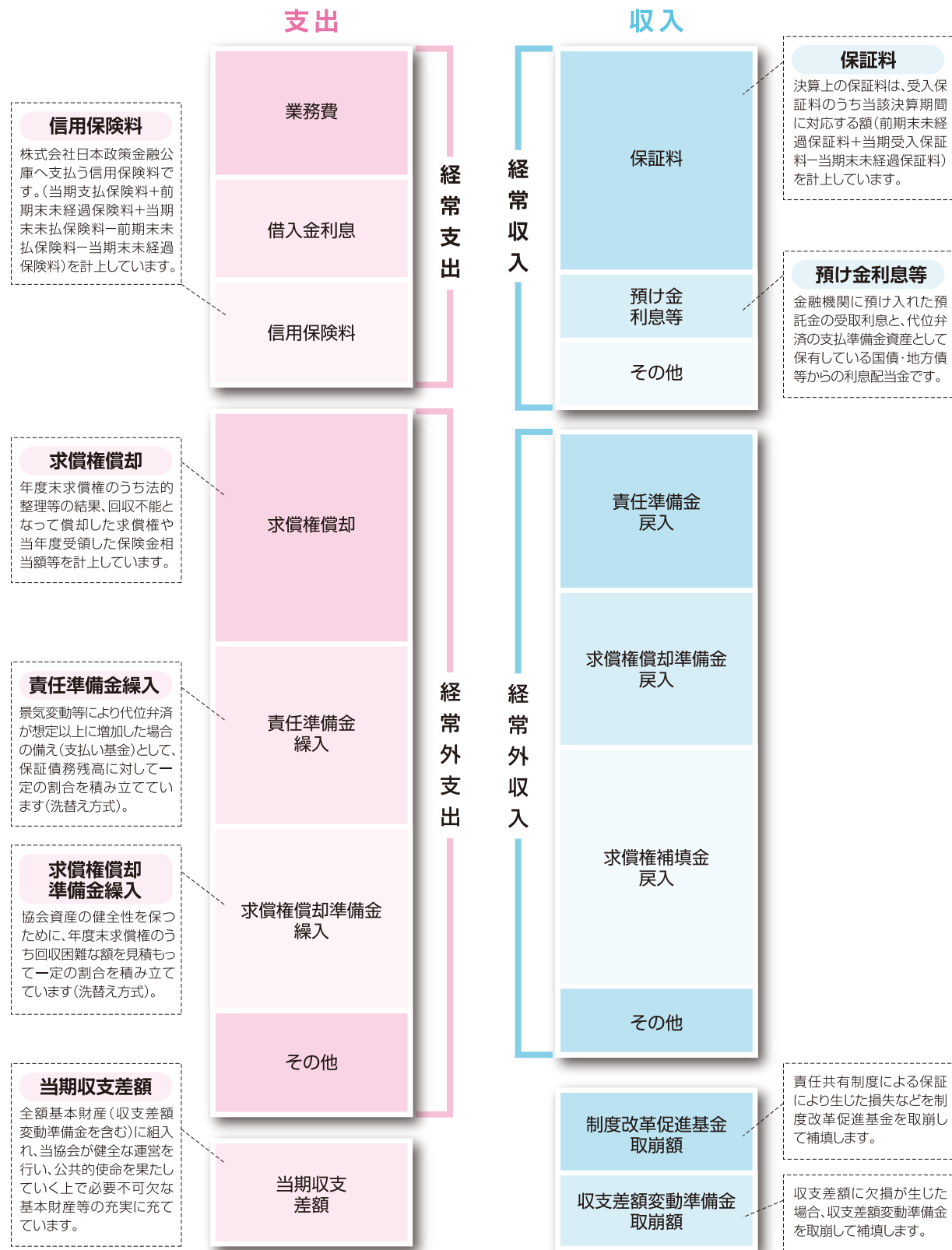


(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 単位:円)

収 入 の 部		
科 目	金 額	
経 常 収 入		
保 証 料	895,489,784	
預 け 金 利 息	14,108,323	
有価証券利息配当金	162,555,930	
調 査 料	0	
延 滞 保 証 料	0	
損 害 金	6,461,510	
事 務 補 助 金	430,636,509	
責 任 共 有 負 担 金	219,815,000	
雑 収 入	4,765,906	
合 計	1,733,832,962	
経 常 外 収 入		
償却求償権回収金	47,940,548	
責 任 準 備 金 戻 入	943,632,663	
求償権償却準備金戻入	182,360,780	
求償権補填金戻入	1,556,242,937	
保 険 金	1,349,445,097	
損 失 補 償 補 填 金	206,797,840	
補 助 金	0	
そ の 他 収 入	0	
合 計	2,730,176,928	



【収支計算書】



基本財産について

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、佐賀県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率といいます。)と定められています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

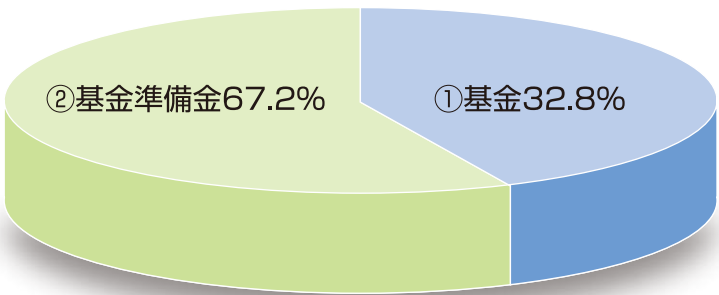
①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金(しゅつえんきん)と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(令和8年3月31日現在)

基本財産132億41百万円	
①基金	43億43百万円
地方公共団体出捐金	32億円
金融機関等出捐金・負担金	11億43百万円
②基金準備金	88億98百万円

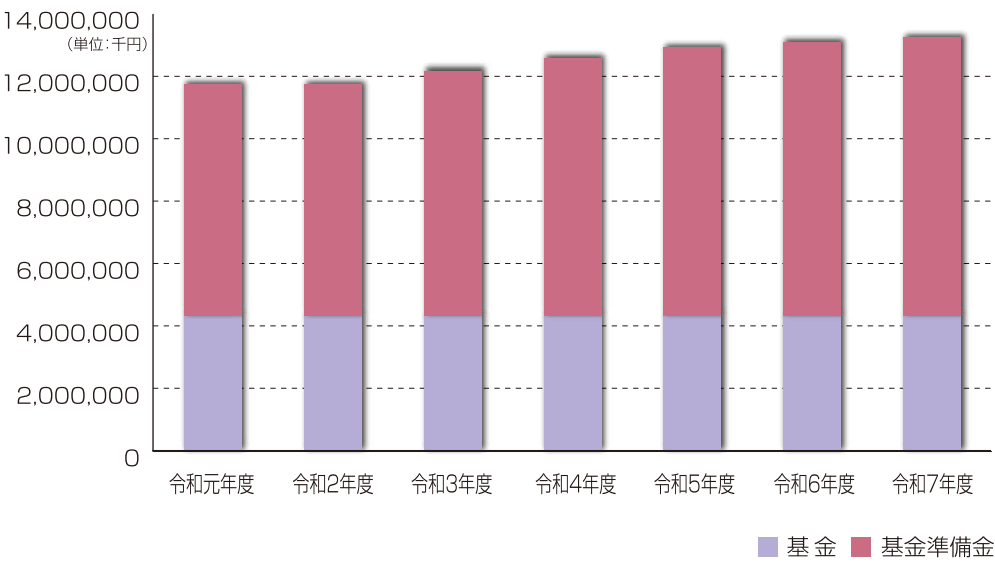


基本財産の推移

(単位：千円)

年 度	基本財産	基 金	基金準備金
令和元年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741
令和2年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741
令和3年度	12,180,761	4,343,315	7,837,446
令和4年度	12,588,696	4,343,315	8,245,381
令和5年度	12,930,074	4,343,315	8,586,759
令和6年度	13,079,610	4,343,315	8,736,296
令和7年度	13,240,924	4,343,315	8,897,609

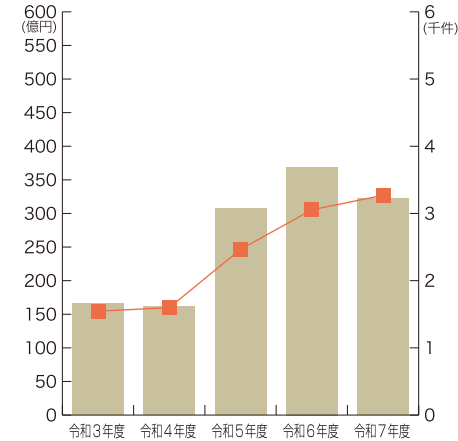
基本財産



信用保証の動向

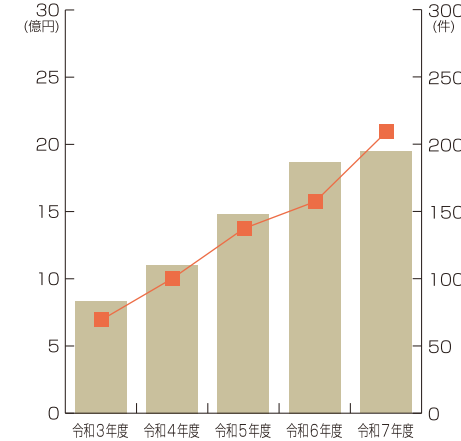
保証承諾 (単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和3年度	1,546	16,656,211
令和4年度	1,598	16,122,687
令和5年度	2,466	30,763,707
令和6年度	3,054	36,942,516
令和7年度	3,270	32,216,747



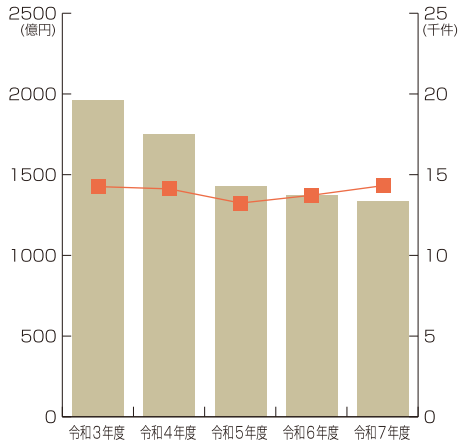
代位弁済 (単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和3年度	70	834,151
令和4年度	101	1,103,802
令和5年度	138	1,482,506
令和6年度	158	1,869,637
令和7年度	210	1,947,362



保証債務残高 (単位:千円)

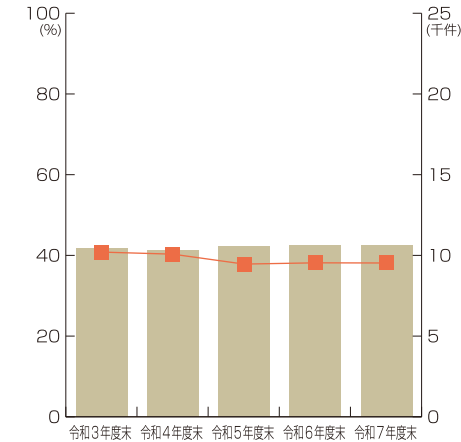
年 度	件 数	金 額
令和3年度	14,262	196,358,162
令和4年度	14,120	175,183,415
令和5年度	13,241	142,717,206
令和6年度	13,725	137,426,909
令和7年度	14,322	133,360,359



保証利用企業者数

年 度	利用件数	佐賀県の 中小企業者数(※)	利用割合
令和3年度末	10,202	24,423	41.8%
令和4年度末	10,073	24,423	41.2%
令和5年度末	9,458	22,383	42.3%
令和6年度末	9,536	22,383	42.6%
令和7年度末	9,526	22,383	42.6%

※佐賀県の中小企業者数:令和3年度から令和4年度は平成30年11月30日中小企業庁公表資料
(都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数[民営、非一次産業、2016年]及び市区町村別企業数[民営、非一次産業、2016年])
令和5年度から令和7年度は令和5年12月13日中小企業庁公表資料[都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数[民営、非一次産業、2021年]]



令和7年度業務実績

金融機関保証実績

金 融 機 関	保 証 承 諾				保 証 債 務 残 高			
	当年度中				当年度中			
	件 数	金 額	構成比	前年比	件 数	金 額	構成比	前年比
三 菱 U F J 銀 行	0	0	—	—	0	0	—	—
三 井 住 友 銀 行	0	0	—	—	12	241,584	0.2	78.0
み ず ほ 銀 行	0	0	—	—	6	219,808	0.2	88.8
り そ な 銀 行	0	0	—	—	2	42,961	0.0	79.4
〔都 市 銀 行 計〕	0	0	—	—	20	504,353	0.4	80.9
佐 賀 銀 行	772	9,548,104	29.6	78.2	4,130	46,981,170	35.2	95.5
福 岡 銀 行	123	1,651,787	5.1	167.3	422	5,183,632	3.9	98.3
十 八 親 和 銀 行	115	1,605,420	5.0	112.7	447	4,999,955	3.7	97.8
筑 邦 銀 行	41	588,650	1.8	53.9	261	3,545,395	2.7	89.7
西日本シティ銀行	130	2,344,484	7.3	98.3	565	8,023,219	6.0	97.3
北 九 州 銀 行	0	0	—	—	1	450	0.0	47.4
〔地 方 銀 行 計〕	1,181	15,738,445	48.9	87.0	5,826	68,733,821	51.5	95.7
佐 賀 共 栄 銀 行	941	7,824,986	24.3	96.9	2,905	23,153,220	17.4	104.9
長 崎 銀 行	9	64,800	0.2	88.2	72	412,263	0.3	86.3
福 岡 中 央 銀 行	2	12,000	0.0	40.0	6	77,219	0.1	103.7
〔第 二 地 銀 計〕	952	7,901,786	24.5	96.7	2,983	23,642,702	17.7	104.5
佐 賀 信 用 金 庫	282	2,045,003	6.3	80.4	1,252	8,219,904	6.2	98.7
唐 津 信 用 金 庫	191	1,330,393	4.1	135.8	924	5,796,079	4.3	96.3
伊 万 里 信 用 金 庫	141	1,193,070	3.7	149.6	768	6,786,990	5.1	94.3
九州ひぜん信用金庫	190	1,300,730	4.0	64.9	932	6,532,919	4.9	94.7
大 川 信 用 金 庫	56	462,860	1.4	111.7	237	1,851,056	1.4	97.7
筑 後 信 用 金 庫	3	6,000	0.0	12.8	9	73,049	0.1	92.1
〔信 用 金 庫 計〕	863	6,338,056	19.7	93.4	4,122	29,259,998	21.9	96.2
佐 賀 西 信 用 組 合	154	1,050,170	3.3	40.6	836	6,360,882	4.8	92.8
朝 銀 西 信 用 組 合	0	0	—	—	1	8,706	0.0	83.5
横 浜 幸 銀 信 用 組 合	2	31,500	0.1	—	4	74,090	0.1	142.8
佐 賀 東 信 用 組 合	109	982,080	3.0	92.8	491	4,095,268	3.1	95.0
佐賀県医師信用組合	5	86,720	0.3	79.2	12	164,032	0.1	94.1
〔信 用 組 合 計〕	270	2,150,470	6.7	57.3	1,344	10,702,978	8.0	93.8
商 工 中 金	4	87,990	0.3	71.0	25	506,769	0.4	90.5
〔政 府 系 機 関 計〕	4	87,990	0.3	71.0	25	506,769	0.4	90.5
県 農 協 連 合 会	0	0	—	—	1	9,163	0.0	91.6
佐 賀 県 農 協	0	0	—	—	1	575	0.0	70.7
〔農 協 組 合 計〕	0	0	—	—	2	9,738	0.0	90.1
合 計	3,270	32,216,747	100.0	87.2	14,322	133,360,359	100.0	97.0

(単位:千円、%)

代 位 弁 済					金 融 機 関
当年度中			平残代弁率		
件 数	金 額	前年比	前年度	当年度末	
0	0	—	0.0	0.0	三 菱 U F J 銀 行
0	0	—	0.0	0.0	三 井 住 友 銀 行
0	0	—	0.0	0.0	み ず ほ 銀 行
0	0	—	0.0	0.0	り そ な 銀 行
0	0	—	0.0	0.0	〔都 市 銀 行 計〕
62	646,358	78.8	1.6	1.4	佐 賀 銀 行
6	57,306	58.6	1.8	1.1	福 岡 銀 行
7	54,034	70.7	1.4	1.1	十 八 親 和 銀 行
1	16,252	134.7	0.3	0.4	筑 邦 銀 行
18	217,769	653.6	0.4	2.8	西日本シティ銀行
0	0	—	0.0	0.0	北 九 州 銀 行
94	991,719	95.4	1.4	1.4	〔地 方 銀 行 計〕
52	475,850	138.3	1.6	2.1	佐 賀 共 栄 銀 行
0	0	—	0.0	0.0	長 崎 銀 行
0	0	—	0.0	0.0	福 岡 中 央 銀 行
52	475,850	138.3	1.6	2.1	〔第 二 地 銀 計〕
13	84,811	58.7	1.7	1.0	佐 賀 信 用 金 庫
8	37,480	55.1	1.1	0.6	唐 津 信 用 金 庫
12	126,459	1,088.8	0.2	1.8	伊 万 里 信 用 金 庫
6	51,028	160.8	0.5	0.8	九州ひぜん信用金庫
6	39,200	119.6	1.7	2.1	大 川 信 用 金 庫
0	0	—	0.0	0.0	筑 後 信 用 金 庫
45	338,978	117.4	0.9	1.1	〔信 用 金 庫 計〕
7	49,045	110.4	0.6	0.7	佐 賀 西 信 用 組 合
0	0	—	0.0	0.0	朝 銀 西 信 用 組 合
0	0	—	0.0	0.0	横 浜 幸 銀 信 用 組 合
12	91,771	60.1	3.5	2.2	佐 賀 東 信 用 組 合
0	0	—	0.0	0.0	佐賀県医師信用組合
19	140,816	71.4	1.7	1.3	〔信 用 組 合 計〕
0	0	—	0.0	0.0	商 工 中 金
0	0	—	0.0	0.0	〔政 府 系 機 関 計〕
0	0	—	0.0	0.0	県 農 協 連 合 会
0	0	—	0.0	0.0	佐 賀 県 農 協
0	0	—	0.0	0.0	〔農 協 組 合 計〕
210	1,947,362	104.2	1.3	1.5	合 計

令和7年度業務実績

業種別保証実績

制 度 名	保 証 承 諾				保証債務残高	
	当年度中				当年度中	
	件 数	金 額	構成比	前年比	件 数	金 額
製 造 業	358	4,533,132	14.1	104.4	1,736	19,049,371
食 料 品	60	991,770	3.1	83.1	313	4,250,390
織 維 品	14	175,300	0.5	416.6	57	600,775
木 材 ・ 木 製 品	8	155,310	0.5	150.3	40	379,854
家 具 ・ 建 具	13	134,820	0.4	134.7	81	583,727
紙 工 業	4	100,000	0.3	243.9	23	561,701
印 刷 製 本 業	8	65,050	0.2	37.5	54	445,645
化 学 工 業	0	0	—	—	10	133,985
石 油 ・ 石 炭 製 品	0	0	—	—	0	0
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク	13	159,800	0.5	150.8	39	516,005
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	—	—	4	39,502
皮 革 工 業	0	0	—	—	3	11,193
窯 業	38	415,891	1.3	112.1	238	2,859,811
機 械	30	554,320	1.7	167.7	142	2,203,983
電 気 機 器	9	110,640	0.3	58.5	70	654,686
車 両	1	4,500	0.0	3.0	14	333,627
船 舶	11	203,500	0.6	102.3	53	874,110
金 属	37	973,700	3.0	204.3	138	2,070,151
ソ フ ト ウ ェ ア 業	7	20,600	0.1	88.8	31	222,947
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	1	2,500	0.0	83.3	5	33,842
そ の 他 の 工 業	104	465,431	1.4	56.7	421	2,273,441
農 林 漁 業	8	41,900	0.1	144.5	16	123,367
鉱 業	2	70,000	0.2	152.2	15	370,280
建 設 業	871	7,234,809	22.5	84.6	3,218	26,466,065
卸 売 業	231	3,791,120	11.8	85.0	1,151	16,189,127
小 売 業	495	4,305,370	13.4	80.2	2,248	19,229,950
飲 食 業	238	1,375,966	4.3	66.9	1,497	8,292,550
運 送 倉 庫 業	124	2,111,083	6.6	94.7	555	9,340,118
サ ー ビ ス 業	721	6,264,260	19.4	79.9	3,151	27,658,484
不 動 産 業	191	2,272,824	7.1	127.8	593	5,785,647
そ の 他 の 産 業	31	216,283	0.7	91.2	142	855,399
合 計	3,270	32,216,747	100.0	87.2	14,322	133,360,359

(単位:千円、%)

保証債務残高		代 位 弁 済			制 度 名
当年度中		当年度中			
構成比	前年比	件 数	金 額	前年比	
14.3	98.6	25	332,053	95.4	業 造 品 品 品 ・ 製 品 ・ 建 具 業 本 業 業 工 業 品 ・ 製 品 製 造 業

令和7年度業務実績

制度別保証実績

制 度 名	保 証 承 諾				保証債務残高	
	当年度中				当年度中	
	件 数	金 額	構成比	前年比	件 数	金 額
〔協 会 制 度〕	725	12,493,260	38.8	96.0	1,556	27,862,345
特 定 社 債	4	128,000	0.4	55.2	26	1,101,600
流 動 資 産 担 保 融 資	10	289,920	0.9	83.0	15	528,983
普 通 保 証	600	10,108,730	31.4	94.6	1,129	19,037,229
根 保 証	4	73,000	0.2	88.0	6	125,415
特 別 小 口	0	0	—	—	0	0
経 営 安 定 関 連	3	110,000	0.3	169.2	25	482,853
金 融 環 境 変 化	0	0	—	—	3	25,010
創 業 関 連	0	0	—	—	0	0
長 期 経 営	0	0	—	—	1	38,000
当 座 貸 越	9	240,000	0.7	58.4	23	584,761
カ ー ド ロ ー ン	32	189,500	0.6	84.8	54	356,583
ア タ ッ ク	0	0	—	—	60	1,162,437
小 口 零 細 企 業	1	4,000	0.0	—	3	4,352
が ん ば る 企 業 5000	0	0	—	—	57	790,249
事 業 再 生 円 滑 化	0	0	—	—	0	0
全 国 緊 急	0	0	—	—	18	519,921
震 災 緊 急	0	0	—	—	0	0
経 営 力 強 化 保 証	0	0	—	—	1	18,807
事業再生計画実施関連	2	36,110	0.1	109.4	15	370,275
事業再生円滑化保証	0	0	—	—	0	0
T A G 保 証	19	598,500	1.9	92.1	37	1,000,924
経 営 承 継 準 備	0	0	—	—	3	125,182
危 機 関 連 保 証	0	0	—	—	18	543,300
承 継 特 別	0	0	—	—	10	177,605
伴 走 特 別	0	0	—	—	8	116,368
事業者選択型(国補助)	0	0	—	—	1	15,992
協 調 特 別	41	715,500	2.2	1,431.0	43	736,500
〔 県 制 度 〕	1,109	13,008,712	40.4	69.5	8,818	93,056,525
県 中 小 振 興	21	150,400	0.5	96.9	43	286,024
県 短 期	71	231,240	0.7	179.1	31	90,703
県 小 規 模 一 般	202	1,237,150	3.8	105.8	487	2,298,327
県 小 規 模 小 口 事 業	53	180,930	0.6	69.8	171	469,289
県 小 規 模 特 小	0	0	—	—	0	0
県 独 立 ・ 創 業	183	927,010	2.9	123.1	748	2,715,266
県 新 事 業 展 開 等	62	556,760	1.7	40.7	448	3,676,261
県 事 業 承 継	9	369,740	1.1	98.9	31	881,718
県 経 営 環 境 変 化 対 応	0	0	—	—	18	594,471
県 経 営 安 定 化	77	1,162,900	3.6	186.2	275	3,157,301
県 緊 急	0	0	—	—	41	675,945
県 緊 急 借 換	0	0	—	—	22	407,516
県セーフティ(円滑化借換)	8	352,000	1.1	182.0	62	1,217,150
県条件変更改善型借換	0	0	—	—	33	635,462
県 事 業 再 生	5	127,033	0.4	91.4	18	315,721
県 震 災 緊 急	0	0	—	—	2	62,905
県 企 業 経 営 力 強 化	0	0	—	—	8	233,429
県 災 害 復 旧	0	0	—	—	82	632,606
県 新 型 コ ロ ナ	0	0	—	—	1,362	19,630,210
県 新 型 コ ロ ナ 対 応	0	0	—	—	3,367	26,834,601
県 伴 走 支 援	0	0	—	—	1,232	22,778,914
県 設 備 支 援	392	6,864,949	21.3	—	317	4,924,244
県 人 材 応 援	26	848,600	2.6	—	19	525,439
そ の 他	0	0	—	—	1	13,024
〔 市 町 制 度 〕	1,436	6,714,775	20.8	128.6	3,948	12,441,489
合 計	3,270	32,216,747	100.0	87.2	14,322	133,360,359

(単位:千円、%)

保証債務残高		代 位 弁 済			制 度 名
当年度中		当年度中			
構成比	前年比	件 数	金 額	前年比	
20.9	107.1	25	331,083	122.8	〔協 会 制 度〕
0.8	71.9	0	0	—	特 定 社 債
0.4	98.3	0	0	—	流 動 資 産 担 保 融 資
14.3	115.3	13	129,246	79.7	普 通 保 証
0.1	91.2	0	0	—	根 保 証
—	—	0	0	—	特 別 小 口
0.4	78.1	4	82,302	525.7	経 営 安 定 関 連
0.0	97.4	0	0	—	金 融 環 境 変 化
—	—	0	0	—	創 業 関 連
0.0	100.0	0	0	—	長 期 経 営
0.4	78.5	0	0	—	当 座 貸 越
0.3	86.6	0	0	—	カ ー ド ロ ー ン
0.9	85.2	1	11,669	—	ア タ ッ ク
0.0	515.6	0	0	—	小 口 零 細 企 業
0.6	84.8	6	74,977	204.7	が ん ば る 企 業 5000
—	—	0	0	—	事 業 再 生 円 滑 化
0.4	97.7	0	0	—	全 国 緊 急
—	—	0	0	—	震 災 緊 急
0.0	99.5	0	0	—	経 営 力 強 化 保 証
0.3	94.4	0	0	—	事 業 再 生 計 画 実 施 関 連
—	—	0	0	—	事 業 再 生 円 滑 化 保 証
0.8	95.8	1	32,889	100.3	T A G 保 証
0.1	87.7	0	0	—	経 営 承 継 準 備
0.4	86.9	0	0	—	危 機 関 連 保 証
0.1	88.0	0	0	—	承 継 特 別
0.1	83.4	0	0	—	伴 走 特 別
0.0	88.9	0	0	—	事 業 者 選 択 型 (国 補 助)
0.6	1,841.3	0	0	—	協 調 特 別
69.8	91.3	160	1,481,054	95.1	〔 県 制 度 〕
0.2	137.4	1	2,756	—	県 中 小 振 興
0.1	115.8	1	1,500	42.7	県 短 期
1.7	137.5	9	44,879	221.9	県 小 規 模 一 般
0.4	102.5	4	10,242	217.1	県 小 規 模 小 口 事 業
—	—	0	0	—	県 小 規 模 特 小
2.0	116.7	16	50,980	155.1	県 独 立 ・ 創 業
2.8	96.0	11	85,176	258.3	県 新 事 業 展 開 等
0.7	155.5	1	8,258	—	県 事 業 承 継
0.4	90.8	0	0	—	県 経 営 環 境 変 化 対 応
2.4	129.0	5	49,358	55.3	県 経 営 安 定 化
0.5	91.4	4	40,390	57.1	県 緊 急
0.3	81.1	3	74,546	—	県 緊 急 借 換
0.9	109.2	1	11,605	16.2	県セーフティ (円滑化借換)
0.5	81.3	0	0	—	県 条 件 変 更 改 善 型 借 換
0.2	183.5	0	0	—	県 事 業 再 生
0.0	85.7	0	0	—	県 震 災 緊 急
0.2	94.1	0	0	—	県 企 業 経 営 力 強 化
0.5	76.3	2	9,860	132.5	県 災 害 復 旧
14.7	79.7	27	352,190	59.5	県 新 型 コ ロ ナ
20.1	78.2	57	429,705	85.1	県 新 型 コ ロ ナ 対 応
17.1	86.9	18	309,608	296.7	県 伴 走 支 援
3.7	—	0	0	—	県 設 備 支 援
0.4	—	0	0	—	県 人 材 応 援
0.0	99.7	0	0	—	そ の 他
9.3	130.5	25	135,226	313.2	〔 市 町 制 度 〕
100.0	97.0	210	1,947,362	104.2	合 計

佐賀県信用保証協会役員

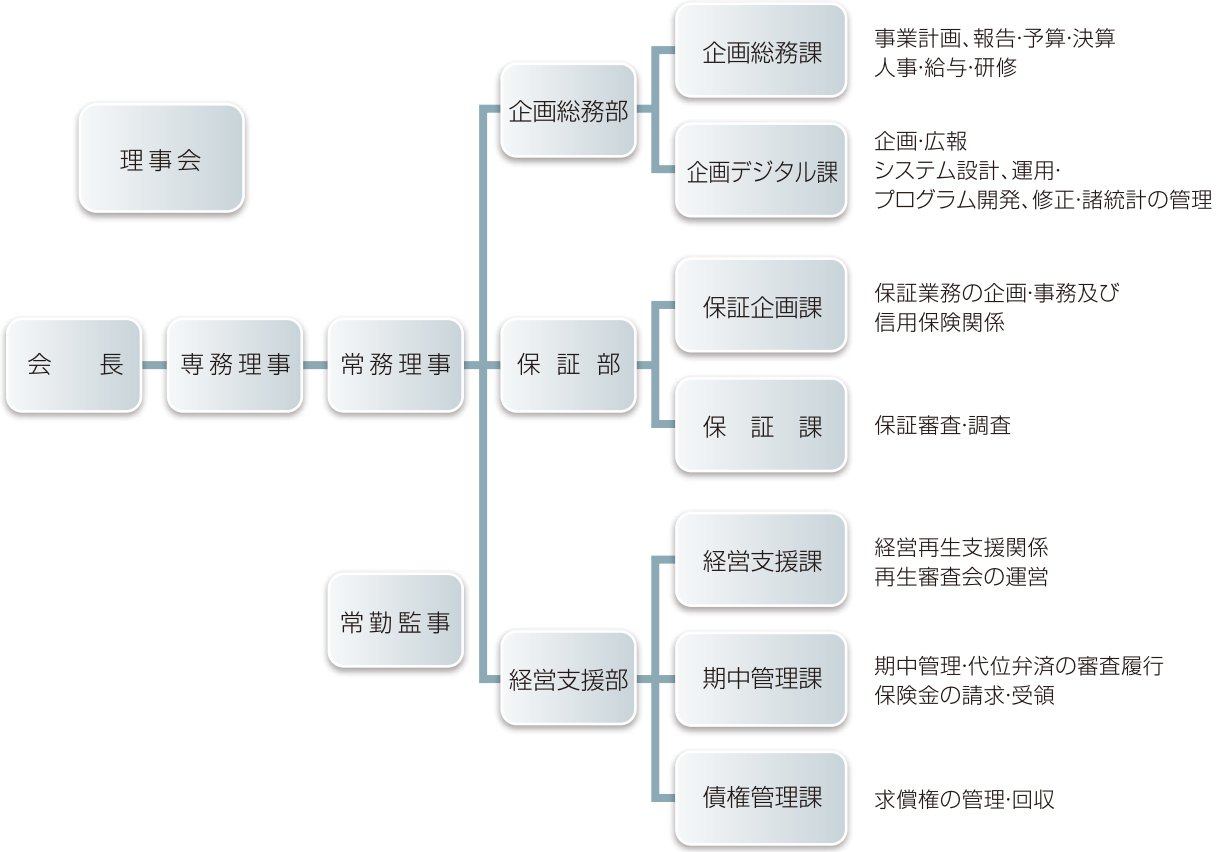
(令和8年6月1日現在)

役員名	氏名	就任年月日	備考	
会長	落合 裕 二	R7.9.1	常勤	
専務理事	寺 島 克 敏	R5.9.1	常勤	
常務理事	小 林 満 喜	R5.9.1	常勤	
理 事	丸 尾 豊	R8.5.20	非常勤	佐賀県産業労働部長
理 事	弘 川 貴 紀	R8.5.20	非常勤	佐賀県議会議員
理 事	坂 井 英 隆	R4.1.15	非常勤	佐賀市長
理 事	武 廣 勇 平	H31.2.22	非常勤	上峰町長
理 事	坂 井 秀 明	H30.4.2	非常勤	佐賀銀行頭取
理 事	二 宮 洋 二	H26.7.23	非常勤	佐賀共栄銀行頭取
理 事	坂 田 慎一郎	R5.9.1	非常勤	佐賀県信用金庫協会理事長
理 事	芹 田 泉	R5.6.28	非常勤	佐賀県信用組合協会理事長
理 事	寺 島 崇	R8.5.20	非常勤	商工組合中央金庫佐賀支店長
理 事	福 岡 桂	R5.5.23	非常勤	佐賀県中小企業団体中央会会長
理 事	堤 和 幸	R7.11.18	非常勤	佐賀県商工会議所連合会専務理事
理 事	峰 英太郎	H30.6.27	非常勤	佐賀県商工会連合会会長
理 事	音 成 亜 美	R5.9.1	非常勤	(有)旅館あけぼの 代表取締役
理 事	古 賀 忠 輔	R5.9.1	非常勤	聖徳ゼロテック(株) 代表取締役
理 事	田 島 みゆき	R5.9.1	非常勤	田島(株) 専務取締役
監 事	早 田 高 規	R7.4.8	常勤	
監 事	小 野 紗矢香	R3.8.28	非常勤	弁護士
監 事	松 本 さざり	H30.4.1	非常勤	公認会計士



佐賀県信用保証協会機構図

(令和8年4月1日現在)



事務所のご案内



事務所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)
《代 表》TEL:0952-24-4341
《企画総務課》TEL:0952-24-4340・FAX:0952-23-3532
《企画デジタル課》TEL:0952-24-4330・FAX:0952-24-4387
《保証企画課》TEL:0952-24-4343・FAX:0952-24-5698
《保 証 課》TEL:0952-24-4342・FAX:0952-24-5698
《経営支援課》TEL:0952-24-4350・FAX:0952-24-5698
《期中管理課》TEL:0952-24-4388・FAX:0952-29-5698
《債権管理課》TEL:0952-24-4344・FAX:0952-29-4877

唐 津 連絡所 唐津市大名小路1番54号
唐津商工会館(唐津商工会議所内)
TEL:0955-72-5141

DISCLOSURE
2026

◇発行年月 令和8年7月
◇発 行 佐賀県信用保証協会 企画総務部 企画デジタル課
◇住 所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)

◇電 話 0952-24-4330
◇ホームページ <https://www.saga-cgc.or.jp/>